

## 後退用地等機能保全誓約書

年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

宇都宮市狭あい道路の整備及び管理に関する要綱第7条の規定に基づき、下記の後退用地等について、自らの責任において次の事項を遵守し、道路としての機能保全を図ることを誓約いたします。

- 1 後退用地等内に建築物、門、塀等を構築しないこと。
- 2 後退線の主要な位置に後退杭を埋設し、後退線を明確にして、自らの責任で維持管理すること。
- 3 土地又は、建築物等の所有権等を移転する場合は、この誓約事項を継承すること。

土地所有者 住 所

氏 名

電話番号 ( )

建築行為者 住 所

氏 名

電話番号 ( )

記

後退用地等の 位 置	宇都宮市 町 番地 地内 丁目			
後退用地等に 関する事項	面 積 m <sup>2</sup>	後 退 幅 員 m ~ m	後 退 延 長 m	地 目